

鹿児島市からのお知らせ

せんてい し

# 剪定枝粉碎機を購入された方に 補助金が出ます！

鹿児島市では家庭から出る剪定枝の資源化を図るため、  
粉碎機を購入した市民・町内会等に補助金を交付します。  
粉碎した剪定枝はごみステーションへ出すことは  
できません。剪定枝の戸別収集を依頼してください。  
(戸別収集申し込み 電話 099-268-8888)



剪定枝粉碎機とは  
動力を利用して  
剪定枝等をチップ化  
するものです。

## 対象者

粉碎機を購入した鹿児島市民（市税の滞納がないこと）  
粉碎機を購入した鹿児島市内の町内会（自治会）等

## 条件

鹿児島市内で使用すること（事業用途は除く）

## 補助金額

購入費（消費税含む）の **2 分の 1**（上限 2 万円）  
1 世帯（1 町内会等）につき 1 基まで

## 申請期間

**購入後 3 か月以内**

## 必要なもの

申請書 ・ 請求書 ・ 通帳の写し  
領収書原本（氏名・購入日・品名・金額が記入しているもの）  
市税納付状況調査同意書（町内会等は不要）

## 提出先

鹿児島市役所 資源政策課ごみ減量推進係

☎099-216-1290

〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号 みなと大通り別館 4 階

郵送可。各支所相談室、総務市民課でもお預かりします。